



宮 崎 県 公 報

平成28年3月7日(月曜日) 第2774号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則…………… (人事課) 1	頁
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則…………… (“) 1	
○知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則…………… (行政経営課) 2	
○農業委員会等に関する法律第2条第3項の規定に基づく交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (地域農業推進課) 19	
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 19	

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 24
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 24
○道路の区域の変更(3件)…………… (道路保全課) 24
○道路の供用の開始…………… (“) 24
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 25
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 26
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 28

公 告

○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 28

病院局企業管理規程

○病院事業管理者の所管に属する審査請求等の手続に関する規程…………… 28

公安委員会規則

○宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則及び宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則…………… 29
--

規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第14号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

宮崎県知事	宮崎県知事が任命する職員
宮崎県議会議長	宮崎県議会議長が任命する職員
宮崎県選挙管理委員会	宮崎県選挙管理委員会が任命する職員
宮崎県代表監査委員	宮崎県代表監査委員が任命する職員
宮崎県人事委員会	宮崎県人事委員会が任命する職員
宮崎県企業局長	宮崎県企業局長が任命する職員
宮崎県病院局長	宮崎県病院局長が任命する職員
宮崎県海区漁業調整委員会	宮崎県海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第15号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の

表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

宮崎県知事	宮崎県知事が任命する職員
宮崎県議会議長	宮崎県議会議長が任命する職員
宮崎県選挙管理委員会	宮崎県選挙管理委員会が任命する職員
宮崎県代表監査委員	宮崎県代表監査委員が任命する職員
宮崎県人事委員会	宮崎県人事委員会が任命する職員
宮崎県企業局長	宮崎県企業局長が任命する職員
宮崎県病院局長	宮崎県病院局長が任命する職員
宮崎県海区漁業調整委員会	宮崎県海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則をここに公布する。

平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第16号

知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）及び行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号。以下「条例」という。）に基づき、知事の所管に属する審査請求、再調査の請求及び再審査請求の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(審理員の指名)

第2条 審査庁は、法第17条の審理員となるべき者の名簿（以下「審理員候補者名簿」という。）を作成し、審査請求があったときは、審理員候補者名簿に記載されている職員のうちから、速やかに審理員を指名しなければならない。

2 審査庁は、政令第1条第2項の規定により審理員の指名を取り消した場合又はやむを得ない事情により審理員が審理手続を遂行することが困難であると認める場合は、審理員候補者名簿に記載されている職員のうちから、速やかに新たな審理員を指名しなければならない。

(利害関係人の参加許可)

第3条 法第13条第1項の規定による利害関係人の参加の許可の申請は、審査請求参加許可申請書（別記様式第1号）により行わなければならない。

2 審理員は、前項の申請があったときは、利害関係人の参加の許可又は不許可を決定し、その申請者に対し通知しなければならない。

(審理手続の承継の許可等)

第4条 法第15条第3項の規定による審査請求人の地位の承継の届出は、地位承継届出書（別記様式第2号）により行わなければならない。

2 法第15条第6項の規定による審査請求人の地位の承継の許可の申請は、地位承継許可申請書（別記様式第3号）により行わなければならない。

3 審査庁は、前項の申請があったときは、審査請求人の地位の承継の許可又は不許可を決定し、その申請者に対し通知しなければならない。

(執行停止の申立て)

第5条 法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止の申立ては、執行停止申立書（別記様式第4号）により行わなければならない。

(審査請求の取下げ)

第6条 法第27条第2項の書面は、審査請求取下書（別記様式第5号）によるものとする。

(口頭意見陳述)

第7条 法第31条第1項の規定による意見の陳述の申立ては、口頭意見陳述申立書（別記様式第6号）により行わなければならない。

(補佐人の帯同許可)

第8条 法第31条第3項の規定による出頭の許可の申請は、同条第2項の規定により指定された口頭意見陳述の期日の5日前までに、補佐人帯同許可申請書（別記様式第7号）により行わなければならない。

2 審理員は、前項の申請があったときは、出頭の許可又は不許可を決定し、その申請者に対し通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、審査請求人又は参加人が直ちにこれを取り消さないときは、自ら行ったものとみなす。

(物件の提出要求)

第9条 法第33条の規定による物件の提出要求の申立ては、物件提出要求申立書（別記様式第8号）により行わなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定要求)

第10条 法第34条の規定による参考人の陳述要求の申立ては参考人陳述要求申立書（別記様式第9号）により、同条の規定による鑑定要求の申立ては鑑定要求申立書（別記様式第10号）により行わなければならない。

(検証)

第11条 法第35条第1項の規定による検証の申立ては、検証申立書(別記様式第11号)により行わなければならない。

(電磁的記録の表示の方法)

第12条 法第38条第1項及び条例第12条第1項の審査庁が定める方法は、電磁的記録に記録された事項を用紙に出力する方法とする。ただし、この方法により難いときは、審査庁が適当と認める方法とする。

(提出書類等の閲覧)

第13条 法第38条第1項及び条例第12条第1項の規定による閲覧の求めは、提出書類等閲覧請求書(別記様式第12号)により行わなければならない。

2 審理員は、法第38条第1項及び条例第12条第1項の規定による閲覧の求めがあった場合において、閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、その請求者にその旨並びに閲覧の日時及び場所を通知しなければならない。

(提出書類等の交付)

第14条 法第38条第1項及び条例第12条第1項の規定による交付の求めは、提出書類謄本等交付請求書(別記様式第13号)により行わなければならない。

2 審理員は、法第38条第1項及び条例第12条第1項の規定による交付の求めがあった場合において、交付を認めたときは、その請求者にその旨並びに交付の予定日及び方法を通知しなければならない。

(交付の方法)

第15条 条例第12条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 交付に係る条例第12条第1項に規定する書面(以下「対象書面」という。)の写しの交付にあっては、当該対象書面を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 交付に係る条例第12条第1項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(送付による交付)

第16条 条例第12条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、条例第14条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

2 政令第14条第2項において読み替えて適用する同条第1項の審査庁が定める方法及び前項の送付に要する費用の納付の方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(審理員意見書の添付書類等)

第17条 審理員は、法第42条第2項の規定により審理員意見書を提出する場合において、条例第11条各号に掲げる書面を保有するときは、当該書面を審査庁に提出しなければならない。

第18条 審査庁は、法第43条第1項の規定により諮問する場合において、条例第11条各号に掲げる書面を保有するときは、当該書面の写しを添えてしなければならない。

(審査庁が附属機関である場合等の規定の特例)

第19条 審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合において、別表第1の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第2条及び第17条の規定は、適用しない。

(再調査の請求に係る審査請求に関する規定の準用)

第20条 第3条から第8条までの規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(再審査請求に係る審査請求に関する規定の準用)

第21条 第2条から第14条まで及び第16条第2項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第3の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(宮崎県行政不服審査会の調査審議に係る手続)

第22条 宮崎県行政不服審査会(以下「審査会」という。)は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

3 第7条及び第8条の規定は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による意見の陳述について準用する。この場合において、別表第4の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第13条から第16条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、別表第5の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(公表)

第23条 条例第15条の規定による公表は、宮崎県公報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1 (第19条関係)

第 3 条第 1 項	法第13条第 1 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第13条第 1 項
第 3 条第 2 項	審理員は、前項	審査庁は、第19条において読み替えて適用する前項
第 7 条	法第31条第 1 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第31条第 1 項
第 8 条第 1 項	法第31条第 3 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第31条第 3 項
	同条第 2 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第31条第 2 項
第 8 条第 2 項	審理員は、前項	審査庁は、第19条において読み替えて適用する前項
第 9 条	法第33条	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第33条
第10条	法第34条	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第34条
	同条	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第34条
第11条	法第35条第 1 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第35条第 1 項
第12条及び第13条第 1 項	法第38条第 1 項及び条例第12条第 1 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第38条第 1 項及び条例第13条において読み替えて準用する条例第12条第 1 項
第13条第 2 項	審理員は、法第38条第 1 項及び条例第12条第 1 項	審査庁は、法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第38条第 1 項及び条例第13条において読み替えて準用する条例第12条第 1 項
第14条第 1 項	法第38条第 1 項及び条例第12条第 1 項	法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第38条第 1 項及び条例第13条において読み替えて準用する条例第12条第 1 項
第14条第 2 項	審理員は、法第38条第 1 項及び条例第12条第 1 項	審査庁は、法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第38条第 1 項及び条例第13条において読み替えて準用する条例第12条第 1 項
第15条及び第16条第 1 項	条例第12条第 1 項	条例第13条において読み替えて準用する条例第12条第 1 項

別表第 2 (第20条関係)

第 3 条第 1 項	法第13条第 1 項	法第61条において読み替えて準用する法第13条第 1 項
第 3 条第 2 項	審理員は、前項	処分庁は、第20条において読み替えて準用する前項
第 4 条第 1 項	法第15条第 3 項	法第61条において準用する法第15条第 3 項
第 4 条第 2 項	法第15条第 6 項	法第61条において準用する法第15条第 6 項
第 4 条第 3 項	審査庁は、前項	処分庁は、第20条において読み替えて準用する前項
第 5 条	法第25条第 2 項又は第 3 項	法第61条において読み替えて準用する法第25条第 2 項
第 6 条	法第27条第 2 項	法第61条において準用する法第27条第 2 項
第 7 条	法第31条第 1 項	法第61条において読み替えて準用する法第31条第 1 項
第 8 条第 1 項	法第31条第 3 項	法第61条において読み替えて準用する法第31条第 3 項
	同条第 2 項	法第61条において読み替えて準用する法第31条第 2 項
第 8 条第 2 項	審理員は、前項	処分庁は、第20条において読み替えて準用する前項

別表第 3 (第21条関係)

第 2 条第 1 項	審査庁は、法第17条	再審査庁は、法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第17条
第 2 条第 2 項	審査庁は、政令第 1 条第 2 項	再審査庁は、政令第19条第 1 項において読み替えて準用する政令第 1 条第 2 項
第 3 条第 1 項	法第13条第 1 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第13条第 1 項
第 3 条第 2 項	審理員は、前項	審理員又は法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である再審査庁は、第21条において読み替えて準用する前項
第 4 条第 1 項	法第15条第 3 項	法第66条第 1 項において準用する法第15条第 3 項
第 4 条第 2 項	法第15条第 6 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第15条第 6 項
第 4 条第 3 項	審査庁は、前項	再審査庁は、第21条において読み替えて準用する前項
第 5 条	法第25条第 2 項又は第 3 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第25条第 3 項
第 6 条	法第27条第 2 項	法第66条第 1 項において準用する法第27条第 2 項
第 7 条	法第31条第 1 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第31条第 1 項
第 8 条第 1 項	法第31条第 3 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第31条第 3 項
	同条第 2 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第31条第 2 項
第 8 条第 2 項	審理員は、前項	審理員又は法第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる機関である再審査庁は、第21条において読み替えて準用する前項
第 9 条	法第33条	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第33条
第10条	法第34条	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第34条
	同条	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第34条
第11条	法第35条第 1 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第35条第 1 項
第12条	法第38条第 1 項及び条例第12条第 1 項	法第66条第 1 項において読み替えて準用する法第38条第 1 項

	1 項	
第13条第1項	法第38条第1項及び条例第12条第1項	法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項
第13条第2項	審理員は、法第38条第1項及び条例第12条第1項	審理員又は法第9条第1項第3号に掲げる機関である再審査庁は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項
第14条第1項	法第38条第1項及び条例第12条第1項	法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項
第14条第2項	審理員は、法第38条第1項及び条例第12条第1項	審理員又は法第9条第1項第3号に掲げる機関である再審査庁は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項

別表第4 (第22条関係)

第7条	法第31条第1項	法第81条第3項において準用する法第75条第1項
第8条第1項	法第31条第3項	法第81条第3項において準用する法第75条第2項
	同条第2項の規定により指定された口頭意見陳述	法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定により付与された意見の陳述
第8条第2項	審理員は、前項	審査会は、第22条第3項において読み替えて準用する前項

別表第5 (第22条関係)

第13条第1項	法第38条第1項及び条例第12条第1項	法第81条第3項において準用する法第78条第1項
第13条第2項	審理員は、法第38条第1項及び条例第12条第1項	審査会は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項
第14条第1項	法第38条第1項及び条例第12条第1項	法第81条第3項において準用する法第78条第1項
第14条第2項	審理員は、法第38条第1項及び条例第12条第1項	審査会は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項
第15条各号列記以外の部分	条例第12条第1項	法第81条第3項において準用する法第78条第1項
第15条第1号	条例第12条第1項に規定する書面 (以下「対象書面」という。)	法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面又は資料 (以下「対象主張書面等」という。)
	当該対象書面	当該対象主張書面等
第15条第2号	条例第12条第1項に規定する電磁 的記録 (以下「対象電磁的記録」 という。)	法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録 (以下 「対象審査会電磁的記録」という。)
第16条第1項	条例第12条第1項	法第81条第3項において準用する法第78条第1項
	対象書面の写し又は対象電磁的記 録	対象主張書面等の写し又は対象審査会電磁的記録
第16条第2項	政令第14条第2項において読み替 えて適用する同条第1項の審査庁 が定める方法及び前項	第22条第4項において読み替えて準用する前項

別記

様式第 1 号 (第 3 条、第 19 条—第 21 条関係)

審査請求参加許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

次のとおり

審査請求
再調査の請求
再審査請求

 に参加したいので、行政不服審査法

第 13 条第 1 項
第 9 条第 3 項におい
第 61 条において読み
第 66 条第 1 項におい

て読み替えて適用する同法第 13 条第 1 項
替えて準用する同法第 13 条第 1 項
て読み替えて準用する同法第 13 条第 1 項 } の規定により申請します。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 審査請求人の住所 (居所) 及び氏名 (名称)	
4 参加の理由	

(備考)

- 1 申請者が代理人によって審査請求等に参加する場合にあつては、代理人が押印し、及び代理人の資格を称する書類を添付すること。
- 2 「4 参加の理由」の欄には、審査請求にあつては当該審査請求に係る処分若しくは不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分、再調査の請求にあつては当該再調査の請求に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分又は再審査請求にあつては当該再審査請求に係る処分若しくは原裁決の根拠となる法令に照らし当該処分若しくは当該原裁決につき利害関係を有する旨を記載すること。

様式第 2 号 (第 4 条、第 20 条、第 21 条関係)

地位承継届出書

年 月 日

殿

承継人 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

次のとおり

審査請求
再調査の請求
再審査請求

 に係る審査請求人の地位を承継したので、行政不服審査法

第 15 条第 3 項
第 61 条において準用する同法第 15 条第 3 項
第 66 条第 1 項において準用する同法第 15 条第 3 項

 の規定により届け出ます。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 被承継人の住所 (居所) 及び氏名 (名称)	
4 地位承継の理由	

(備考)

- 「4 地位承継の理由」の欄には、審査請求人の死亡による相続若しくはその他法令により審査請求 (再調査の請求、原裁決に係る審査請求) の目的である処分に係る権利の承継又は合併若しくは分割による権利の承継の事実を記載すること。
- 死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付すること。

様式第 3 号 (第 4 条、第 20 条、第 21 条関係)

地位承継許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所 (居所)
氏名 (名称) 印
電話番号

次のとおり処分に係る権利を譲り受けたので、行政不服審査法

第 15 条第 6 項
第 61 条において準用する
第 66 条第 1 項において読

同法第 15 条第 6 項
み替えて準用する同法第 15 条第 6 項

の規定により申請します。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 被承継人の住所 (居所) 及び氏名 (名称)	
4 地位承継の理由	

(備考) 「4 地位承継の理由」の欄には、審査請求 (再調査の請求、原裁決に係る審査請求) の目的である処分に係る権利を譲り受けた事実及びその根拠となる法令等について記載すること。

様式第 4 号 (第 5 条、第 20 条、第 21 条関係)

執行停止申立書

年 月 日

殿

申立人 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

行政不服審査法 { 第 25 条第 2 項
第 25 条第 3 項
第 61 条において読み替えて準用する同法第 25 条第 2 項
第 66 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 25 条第 3 項 } の規定に

より、次のとおり執行停止を申し立てます。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 申立ての理由	

様式第 5 号 (第 6 条、第 20 条、第 21 条関係)

審査請求取下書

年 月 日

殿

審査請求人 (再調査請求人、再審査請求人) 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

行政不服審査法 $\left[\begin{array}{l} \text{第 27 条 第 1 項} \\ \text{第 61 条 において 準用 する 同法 第 27 条 第 1 項} \\ \text{第 66 条 第 1 項 において 準用 する 同法 第 27 条 第 1 項} \end{array} \right]$ の規定により、次の
とおり $\left[\begin{array}{l} \text{審査請求} \\ \text{再調査の請求} \\ \text{再審査請求} \end{array} \right]$ を取り下げます。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 取下げの理由	

様式第 6 号 (第 7 条、第 19 条 - 第 22 条関係)

口頭意見陳述申立書

年 月 日

殿

申立人 住所 (居所)

氏名 (名称)

電話番号

印

行政不服審査法

{	第 31 条第 1 項 第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 31 条第 1 項 第 61 条において読み替えて準用する同法第 31 条第 1 項 第 66 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 31 条第 1 項 第 81 条第 3 項において準用する同法第 75 条第 1 項	}	の規定
---	--	---	-----

により、次のとおり口頭による意見の陳述を申し立てます。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 口頭による意見陳述を希望する日時	

様式第 7 号 (第 8 条、第 19 条 - 第 22 条関係)

補佐人帯同許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所 (居所)
氏名 (名称) 印
電話番号

年 月 日に行われる に関する口頭意見陳

述において、補佐人とともに出頭したいので、行政不服審査法

第 31 条第 3 項
第 9 条第 3 項において読み
第 61 条において読み替えて
第 66 条第 1 項において読み
第 81 条第 3 項において準用

替えて適用する同法第 31 条第 3 項
準用する同法第 31 条第 3 項
替えて準用する同法第 31 条第 3 項
する同法第 75 条第 2 項 } の規定により申請します。

1 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再調査の請求、再審査請求) 年月日	
3 補佐人の住所、氏名及び職業	
4 補佐人帯同を必要とする理由	

様式第 8 号 (第 9 条、第 19 条、第 21 条関係)

物件提出要求申立書

年 月 日

殿

申立人 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

次のとおり物件の提出を求めたいので、行政不服審査法

第 33 条

第 9 条第 3 項において読み替え
第 66 条第 1 項において読み替えて適用する同法第 33 条 } の規定により申し立てます。
て準用する同法第 33 条 }

1 審査請求 (再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再審査請求) 年月日	
3 提出を求める物件の名称及び数量	
4 提出を求める物件の所有者の住所、氏名等	
5 提出を求める理由	

様式第 9 号 (第10条、第19条、第21条関係)

参考人陳述要求申立書

年 月 日

殿

申立人 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

次のとおり参考人の陳述を求めたいので、行政不服審査法

第34条
第 9 条第 3 項において読み替
第66条第 1 項において読み替

えて適用する同法第34条
えて準用する同法第34条 } の規定により申し立てます。

1 審査請求 (再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再審査請求) 年月日	
3 参考人の住所、氏名及び職業	
4 参考人の陳述を必要とする理由	

様式第10号 (第10条、第19条、第21条関係)

鑑定要求申立書

年 月 日

殿

申立人 住所 (居所)
氏名 (名称) 印
電話番号

次のとおり鑑定を求めたいので、行政不服審査法

第34条
第9条第3項において読み替えて適用
第66条第1項において読み替えて準用

する同法第34条 } の規定により申し立てます。
する同法第34条 }

1 審査請求 (再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再審査請求) 年月日	
3 鑑定をを求める者の住所、氏名及び職業	
4 鑑定を必要とする理由	

様式第11号 (第11条、第19条、第21条関係)

検証申立書

年 月 日

殿

申立人 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

次のとおり検証を求めたいので、行政不服審査法

第35条第1項
第9条第3項において読み替えて適用
第66条第1項において読み替えて準用

する同法第35条第1項 } の規定により申し立てます。
する同法第35条第1項 }

1 審査請求 (再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再審査請求) 年月日	
3 検証を行う場所の住所等	
4 検証を必要とする理由	
5 検証を希望する日時	

様式第12号 (第13条、第19条、第21条、第22条関係)

提出書類等閲覧請求書

年 月 日

殿

請求人 住所 (居所)

氏名 (名称)

印

電話番号

次のとおり提出書類等の閲覧をしたいので、行政不服審査法

第38条第1項
第9条第3項において読み
第66条第1項において読み
第81条第3項において準用

替えて適用する同法第38条第1項
替えて準用する同法第38条第1項
する同法第78条第1項

及び行政不服審査法施行条例

第12条第1項
第13条において読み替え

て準用する同条例第12条第1項の規定により請求します。

1 審査請求 (再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再審査請求) 年月日	
3 閲覧を求める提出書類等	
4 閲覧を希望する日時	

様式第13号 (第14条、第19条、第21条、第22条関係)

提出書類謄本等交付請求書

年 月 日

殿

請求人 住所 (居所)
氏名 (名称)
電話番号

印

次のとおり提出書類の写し等の交付を受けたいので、行政不服審査法

第38条第1項
第9条第3項にお
第66条第1項にお
第81条第3項にお

いて読み替えて適用する同法第38条第1項
いて読み替えて準用する同法第38条第1項
いて準用する同法第78条第1項

及び行政不服審査法施行条例

第12条第1項
第13条において

読み替えて準用する同条例第12条第1項

の規定により請求します。

1 審査請求 (再審査請求) の件名	
2 審査請求 (再審査請求) 年月日	
3 写し等の交付を求め る提出書類等	

(備考) 郵送による交付を希望する場合はその旨申し出ること。なお、その場合は、返信用封筒及び返信用郵便切手を提出すること。

農業委員会等に関する法律第 2 条第 3 項の規定に基づく交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

農業委員会等に関する法律第 2 条第 3 項の規定に基づく交付金の交付基準に関する規則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律第 2 条第 3 項の規定に基づく交付金の交付基準に関する規則（昭和60年宮崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付基準)</p> <p>第 1 条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 2 条第 3 項の規定により知事が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該予算総額の 2 割 5 分は、各市町村の農家数に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 当該予算総額の 2 割は、各市町村の区域内における農地等についての農地法（昭和27年法律第 229号）第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況、当該区域内における農地の転用（農地を農地以外のものにすることをいう。）の状況等の農業委員会の運営に関する特別の事情に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(交付決定の基礎となる農家数及び農地面積)</p> <p>第 2 条 前条第 2 号の農家数は、直近に公表された統計法（昭和22年法律第18号）第 2 条の規定により指定された農林業センサス（指定統計第26号）による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。</p> <p>2 前条第 3 号の農地面積は、前項の農林業センサスによる経営耕地中の経営耕地面積によるものとする。</p>	<p>(交付基準)</p> <p>第 1 条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 2 条第 3 項の規定により知事が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該予算総額の 2 割 5 分は、各市町村の農業者の数に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 当該予算総額の 2 割は、各市町村の区域内における農地等（<u>農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。</u>）についての農地法（昭和27年法律第 229号）第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況、当該区域内における農地の転用（農地を農地以外のものにすることをいう。）の状況等の農業委員会の運営に関する特別の事情に応じて各市町村に配分する。</p> <p>(交付決定の基礎となる農業者の数及び農地面積)</p> <p>第 2 条 前条第 2 号の農業者の数は、直近に公表された農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第 1 条の調査による総農家数及び土地持ち非農家数中の総農家数によるものとする。</p> <p>2 前条第 3 号の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の状況中の経営耕地総面積によるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期限付入居の要件等)</p> <p>第 3 条の 3 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する小学校及び中学校の立地状況、当該一般県営住宅の住戸面積その他の事情を勘案し、子育てに適すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>様式第 2 号（第 2 条関係）</p>	<p>(期限付入居の要件等)</p> <p>第 3 条の 3 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の立地状況、当該一般県営住宅の住戸面積その他の事情を勘案し、子育てに適すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>様式第 2 号（第 2 条関係）</p>

(表)

[略]	性別及び同(別)居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。				該当するものに○印を記入	金額を右詰めで記入
[略]	老 人	特 定 扶 養 親 族	障 害 者 一 般	障 害 者 特 別	[略]	[略]
[略]						[略]

※ 「老人」、「特定扶養親族」及び「寡婦(夫)」の該当の有無については、入居申込時点での年齢が基準となります。

[略]

(裏)

[略]

1 この申告書には、本人、同居予定者及び別居の扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)のすべての方について、所要の事項を記入してください。

2 [略]

3 用語の説明

(1) 老人: 年齢70歳以上の者

(2) 特定扶養親族: 扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者

(3) 障害者(一般): 心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者

(4) 障害者(特別): 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者

(5) 寡婦: 次に掲げる者

ア [略]

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額(所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が 500万以下であるもの

(6) 寡夫: 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が 500万以下であるもの

[略]

様式第5号(第4条、第10条関係)

[略]

1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金払込書により納付するとともに、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人2人の連署した誓約書(別記様式第6号)を提出してください。

2~9 [略]

様式第5号の2(第4条、第10条関係)

[略]

1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金払書により納付するとともに、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人2人の連署した誓約書(別記様式第6号)を提出してください。

(表)

[略]	性別及び同(別)居の区分は、該当する番号を○で囲むこと。				該当するものに○印を記入	金額を右詰めで記入
[略]	特 扶	老 扶	障 害	特 障	[略]	[略]
[略]						[略]

※ 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族)」の該当の有無については、入居時点での年齢が基準になります。

[略]

(裏)

[略]

1 この申告書には、本人、同居予定者及び別居の扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の全ての方について、所要の事項を記入してください。

2 [略]

3 用語の説明

(1) 特扶: 扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者

(2) 老扶: 扶養親族のうち、年齢70歳以上の者

(3) 障害: 心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者

(4) 特障: 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者

(5) 寡婦: 次に掲げる者

ア [略]

イ アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額(所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が 500万円以下であるもの

(6) 寡夫: 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする親族を有し、かつ、合計所得金額が 500万円以下であるもの

[略]

様式第5号(第4条、第10条関係)

[略]

1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金納付書により納付するとともに、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人2人の連署した誓約書(別記様式第6号)を提出してください。

2~9 [略]

様式第5号の2(第4条、第10条関係)

[略]

1 入居手続

この通知を受けた日から起算して10日以内に、敷金を別に発行する歳入歳出外現金納付書により納付するとともに、入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人2人の連署した誓約書(別記様式第6号)を提出してください。

2～9 [略]

2～9 [略]

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第11条関係)

収入申告書

		名 義 人 番 号	
申告書提出年月日	年 月 日	(自 署) 氏 名	㊟
自 宅 電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号	

私、同居者及び別居の扶養親族の前年（1月1日から12月31日まで）の収入等を次のとおり申告します。

	氏 名		性 別	続 柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号	所得の種類			年間所得金額 (円)	特 扶	老 扶	障 害	特 障	寡 婦	寡 夫
	生年月日	年 齢				給与	年金	事業 その他							
名 義 人	年 月 日	歳				給与	年金	事業 その他							
同 居 者						給与	年金	事業 その他							
						給与	年金	事業 その他							
						給与	年金	事業 その他							
						給与	年金	事業 その他							
別 居 扶 養 者						給与	年金	事業 その他							
						給与	年金	事業 その他							
						給与	年金	事業 その他							

備考

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ 別居の扶養親族がいる場合は、「別居扶養者」欄に記入してください。
- ※ 既に記入してある事項に誤り又は訂正がある場合は、二重線 (=) で訂正し、正しい事項を記入してください。
- ※ 「特扶 (特定扶養親族)」及び「老扶 (老人扶養親族)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。
- ※ 記入に当たっては、別添の「収入申告について (お知らせ)」をお読みください。

別記様式第50号を次のように改める。

様式第50号 (第30条関係)

改良県営住宅収入報告書

		名 義 人 番 号		
報告書提出年月日	年 月 日	(自 署) 氏 名		⑨
自 宅 電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号		

私、同居者及び別居の扶養親族の前年(1月1日から12月31日まで)の収入等を次のとおり報告します。

	氏 名		性 別	続 柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号	所得の種類			年間所得金額 (円)				特 扶	老 扶	障 害	特 障	寡 婦	寡 夫	
	生年月日	年齢				給与	年金	事業	その他										
名 義 人	年 月 日	歳																	
同 居																			
者																			
別 居 扶 養 者																			

備考

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ 別居の扶養親族がいる場合は、「別居扶養者」欄に記入してください。
- ※ 既に記入してある事項に誤り又は訂正がある場合は、二重線(=)で訂正し、正しい事項を記入してください。
- ※ 「特扶(特定扶養親族)」及び「老扶(老人扶養親族)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。
- ※ 記入に当たっては、別添の「収入報告について(お知らせ)」をお読みください。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の 3 第 1 項第 1 号の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 158号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人三和会池田病院	小林市真方27番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年 3 月 5 日から平成31年 3 月 4 日まで

宮崎県告示第 159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
島之内薬局	宮崎市	薬局	平成28年 3 月 1 日

宮崎県告示第 160号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月 7 日から平成28年 3 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 4 48号	串間市大字本城字上篠原5459番 9 地先から同市同大字同字5458番 2 地先まで	旧	8.1～9.0	35.1
				新	8.1～17.8	35.1

宮崎県告示第 161号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月 7 日から平成28年 3 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
234	県道	中渡川下三ヶ線	日向市東郷町下三ヶ字中村2149番 11地先から同市同町下三ヶ同字2149番 4 地先まで	旧	6.5～8.9	27.1
				新	10.0～12.2	27.1

宮崎県告示第 162号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月 7 日から平成28年 3 月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
234	県道	中渡川下三ヶ線	日向市東郷町下三ヶ字中村2149番 1 地先から同市同町下三ヶ字下村2034番 1 地先まで	旧	5.1～7.0	63.0
				新	7.2～9.2	63.0

宮崎県告示第 163号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月 7 日から平成28年 3 月21日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	小林市北西 方字坂口 3 69番地先か ら同市北西 方同字 353 番 1 地先ま で	平成28年3月7日

宮崎県告示第 164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
串間市	野地川	03-207-1-074	土 石 流
	塩水谷川	03-207-1-075	土 石 流
	平原谷川	03-207-1-076	土 石 流
	郡司部谷川 1	03-207-1-077	土 石 流
	郡司部谷川 2	03-207-1-078	土 石 流
	子持田谷川	03-207-1-079	土 石 流
	峰之下谷川	03-207-1-080	土 石 流
	峰之下谷川 -新①	03-207-1-080 -新①	土 石 流
	山下川	03-207-1-081	土 石 流
	山下川-新 ①	03-207-1-081 -新①	土 石 流
	山下川-新 ②	03-207-1-081 -新②	土 石 流

山下川-新 ③	03-207-1-081 -新③	土 石 流
王太子谷川	03-207-1-082	土 石 流
鳥越谷川	03-207-1-083	土 石 流
中福良谷川	03-207-2-054	土 石 流
山神谷川2	03-207-2-055	土 石 流
太郎坊谷川	03-207-2-056	土 石 流
郡司部谷川 3	03-207-2-057	土 石 流
牟田谷川	03-207-2-058	土 石 流
牟田谷川- 新①	03-207-2-058 -新①	土 石 流
山下谷川	03-207-2-059	土 石 流
山下谷川- 新①	03-207-2-059 -新①	土 石 流
山下谷川- 新②	03-207-2-059 -新②	土 石 流
山下谷川- 新③	03-207-2-059 -新③	土 石 流
古 都 1	I-1-0509	急傾斜地の崩壊
中福良 1	I-1-0510	急傾斜地の崩壊
子 持 田	I-1-0515	急傾斜地の崩壊
子持田-新 ①	I-1-0515-新①	急傾斜地の崩壊
郡 司 部	I-1-0516	急傾斜地の崩壊
郡司部-新 ①	I-1-0516-新①	急傾斜地の崩壊
郡司部-新 ②	I-1-0516-新②	急傾斜地の崩壊
郡司部-新 ③	I-1-0516-新③	急傾斜地の崩壊

郡司部-新④	I-1-0516-新④	急傾斜地の崩壊
木ヤ藤	I-1-0517	急傾斜地の崩壊
築島	I-1-0520	急傾斜地の崩壊
夫婦浦	I-1-0521	急傾斜地の崩壊
古都2	II-1-0508	急傾斜地の崩壊
古都2-新①	II-1-0508-新①	急傾斜地の崩壊
内ノ畑	II-1-0511	急傾斜地の崩壊
石原	II-1-0512	急傾斜地の崩壊
平田	II-1-0514	急傾斜地の崩壊
郡司部1	II-1-4764	急傾斜地の崩壊
郡司部1-新①	II-1-4764-新①	急傾斜地の崩壊
郡司部1-新②	II-1-4764-新②	急傾斜地の崩壊
郡司部1-新③	II-1-4764-新③	急傾斜地の崩壊
郡司部1-新④	II-1-4764-新④	急傾斜地の崩壊
中福良-1	II-1-4765	急傾斜地の崩壊
中福良-1-新①	II-1-4765-新①	急傾斜地の崩壊
中福良-2	II-1-4766	急傾斜地の崩壊
平田-2	II-1-4768	急傾斜地の崩壊
平田-2-新①	II-1-4768-新①	急傾斜地の崩壊
平田-3	II-1-4769	急傾斜地の崩壊
平田-4	II-1-4770	急傾斜地の崩壊
平田-6	II-1-4772	急傾斜地の崩壊
平田-7	II-1-4773	急傾斜地の崩壊

平田-8	II-1-4774	急傾斜地の崩壊
海北-1	II-1-4775	急傾斜地の崩壊
海北-2	II-1-4776	急傾斜地の崩壊
海北-3	II-1-4777	急傾斜地の崩壊
海北-4	II-1-4778	急傾斜地の崩壊
藤-1	II-1-4780	急傾斜地の崩壊
藤-2	II-1-4781	急傾斜地の崩壊
中福良-3	II-1-4782	急傾斜地の崩壊
中福良-3-新①	II-1-4782-新①	急傾斜地の崩壊
石原3	II-1-4784	急傾斜地の崩壊
石原4	II-1-4785	急傾斜地の崩壊
石原5	II-1-4786	急傾斜地の崩壊
石原2	II-1-0513	急傾斜地の崩壊
平田-5	II-1-4771	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	野地川	03-207-1-074	土石流
	平原谷川	03-207-1-076	土石流
	子持田谷川	03-207-1-079	土石流
	峰之下谷川-新①	03-207-1-080-新①	土石流

山下川-新①	03-207-1-081-新①	土 石 流	築 島	I-1-0520	急傾斜地の崩壊
山下川-新②	03-207-1-081-新②	土 石 流	夫 婦 浦	I-1-0521	急傾斜地の崩壊
山下川-新③	03-207-1-081-新③	土 石 流	古 都 2	II-1-0508	急傾斜地の崩壊
中福良谷川	03-207-2-054	土 石 流	古都2-新①	II-1-0508-新①	急傾斜地の崩壊
山神谷川2	03-207-2-055	土 石 流	内 ノ 畑	II-1-0511	急傾斜地の崩壊
太郎坊谷川	03-207-2-056	土 石 流	石 原	II-1-0512	急傾斜地の崩壊
郡司部谷川3	03-207-2-057	土 石 流	平 田	II-1-0514	急傾斜地の崩壊
牟田谷川-新①	03-207-2-058-新①	土 石 流	郡 司 部 1	II-1-4764	急傾斜地の崩壊
山下谷川	03-207-2-059	土 石 流	郡司部1-新①	II-1-4764-新①	急傾斜地の崩壊
山下谷川-新②	03-207-2-059-新②	土 石 流	郡司部1-新②	II-1-4764-新②	急傾斜地の崩壊
山下谷川-新③	03-207-2-059-新③	土 石 流	郡司部1-新③	II-1-4764-新③	急傾斜地の崩壊
古 都 1	I-1-0509	急傾斜地の崩壊	郡司部1-新④	II-1-4764-新④	急傾斜地の崩壊
中 福 良 1	I-1-0510	急傾斜地の崩壊	中福良-1	II-1-4765	急傾斜地の崩壊
子 持 田	I-1-0515	急傾斜地の崩壊	中福良-1-新①	II-1-4765-新①	急傾斜地の崩壊
子持田-新①	I-1-0515-新①	急傾斜地の崩壊	中福良-2	II-1-4766	急傾斜地の崩壊
郡 司 部	I-1-0516	急傾斜地の崩壊	平 田 - 2	II-1-4768	急傾斜地の崩壊
郡司部-新①	I-1-0516-新①	急傾斜地の崩壊	平田-2-新①	II-1-4768-新①	急傾斜地の崩壊
郡司部-新②	I-1-0516-新②	急傾斜地の崩壊	平 田 - 3	II-1-4769	急傾斜地の崩壊
郡司部-新③	I-1-0516-新③	急傾斜地の崩壊	平 田 - 4	II-1-4770	急傾斜地の崩壊
郡司部-新④	I-1-0516-新④	急傾斜地の崩壊	平 田 - 6	II-1-4772	急傾斜地の崩壊
木 ヤ 藤	I-1-0517	急傾斜地の崩壊	平 田 - 7	II-1-4773	急傾斜地の崩壊
			平 田 - 8	II-1-4774	急傾斜地の崩壊
			海 北 - 1	II-1-4775	急傾斜地の崩壊
			海 北 - 2	II-1-4776	急傾斜地の崩壊

海北 - 3	II - 1 - 4777	急傾斜地の崩壊
海北 - 4	II - 1 - 4778	急傾斜地の崩壊
藤 - 1	II - 1 - 4780	急傾斜地の崩壊
藤 - 2	II - 1 - 4781	急傾斜地の崩壊
中福良 - 3	II - 1 - 4782	急傾斜地の崩壊
中福良 - 3 - 新①	II - 1 - 4782 - 新①	急傾斜地の崩壊
石原 3	II - 1 - 4784	急傾斜地の崩壊
石原 4	II - 1 - 4785	急傾斜地の崩壊
石原 5	II - 1 - 4786	急傾斜地の崩壊
石原 2	II - 1 - 0513	急傾斜地の崩壊
平田 - 5	II - 1 - 4771	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び申間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 166号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
延岡市西階町1丁目37	延岡農業協同組合	平成28年2月

17番地1 延岡農業協同組合西階支店内		12日
延岡市川原崎町281番地1 延岡農業協同組合本店内	延岡農業協同組合	平成28年3月1日

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称
一級河川五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川
- 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 河川管理施設の位置
延岡市上三輪町3922番1地先から同市上三輪町3732番9地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 延岡市
住所 延岡市東本小路2番地1
代表者の氏名 延岡市長 首藤 正治
- 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
平成28年3月7日から道路の存続する日まで

病院局企業管理規程

病院事業管理者の所管に属する審査請求等の手続に関する規程をここに公表する。

平成28年3月7日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院事業管理者の所管に属する審査請求等の手続に関する規程

行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）の規定に基づく病院事業の管理者（宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第4条に規定する管理者をいう。）の所管に属する審査請求等の手続については、知事の所管に属する審査請求等の手続に関する規則（平成28年宮崎県規則第16号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則及び宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月7日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第4号

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則及び宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(教示事項)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>異議申立て</u>をした場合には、処分の取消しの訴えは、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>[略]</p>	<p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(教示事項)</p> <p>1 この処分について<u>不服</u>があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>審査請求</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>審査請求</u>をした場合には、処分の取消しの訴えは、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>[略]</p>

第2条 宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、<u>処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。</p>	<p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p>(表)</p> <p>[略]</p> <p>1 この処分について<u>不服</u>があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に宮崎県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、<u>この処分</u>があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。</p>

ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[略]

(裏)

[略]

ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

[略]

(裏)

[略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。